

署 受 務		平成 年 月 日 税務署長殿	所管	業種目		—— 各 建
*****		忧肋有民敗	 事 j	業種目	連結グループ整理番号	各連結事業年度
所在地		電話() —	_		税 	年 度
^(フリガナ) 連 結				里責任者 署 押 印	(EII)	の連結法人税の
法人名 (フリガナ)			10.7	* 1d _ T7 = 10		TEST AND
代表者		(i)		在地及び 法 人 名		開税の
自署押印 代表者						
住 所			 添	付書類	類	○ 分 個 別 帰 属 額
連結親法 人名及び 納 税 地					「係る契約書等の写し、組織	σ
新税地						
平成 年 月 日 日 選 年 以 降 要 〇 百 〇 青 連結事業年度分の 申告に係る届出書 ### ### ### ### ####################						
平成	年	月日日	P *	十尺	である 税理士法第30条 /	結 親 注
		+億 百万 千		Щ	一	
個別所得金額又は 個別欠損金額 (イ)+(ロ)					連結欠損金の繰戻しによる 還付金の111外	特定
(イ) 関別所得金額又は個別欠損金額 (別表四の二付表[56の①])	1				個別帰属額] の医
(ロ) 連結欠損金個別帰属発生額 (別表七の二付表一「24」)					連 結 法 人 税 外 個 別 帰 属 額 12	
算出連結法人稅個別帰属額 (24)	2				101 /10 /11 12 12 12 13 14 15 12 15 15 15 15 15 15	\rac{\sqrt{c}}{c}
連結法人税額の特別控除額の個別帰属額 (関本たの二(日)特表 ([4]+18]+ (38)+ 羽東大の二(四)特表 ([4]+18]+ (38)+ 羽東大の二(四)(サイ(4)+18)+ 羽東大の二(5) (19)+ 羽東大の二(5) (19)+ 羽東大の二(5) (19)+ 羽東大の二(5) (19)+ 羽東大の二(5) (19)+ 羽東大の二(5) (19)+ 羽東大の二(5) (19) (19) (19) (19) (19) (19) (19) (19	3				こに こ 個別所得金額又は のよ の 個別 欠 損 金 額 13] る] 連
表大の二(†)[22]+別表大の二(†-)[20]+別表大の二(†-)[20]+別表大の二(†四)[20]+別表大の二(†四)[7]+別表大の二(†五)[20]+別表大の二(†太)[9] 差引連結法人税					届る 届 出も 出 課税個別土地 14	_
個 別 帰 属 額 (2)-(3)	4			Ш	がの 出 譲渡利益金額 ***	
連結納税の承認を取り消された場合等における既に控除された連結法人税額の特別控除額の加算額の個別帰属額	5				正あ の 個 別 帰 属 額 15	⅃ ┃″
→ 和 課税個別土地譲渡利益金額					申る この届出の基因と なった申告等により 増加又は減少する 等合 連結法人税側別帰属額 (12) - (13)	
土利 (別表三(二) [24] +別表三(二の二) [25] +別表三(三) [20]) 議 同上に対する税額					連結欠損金個別帰属額の当期減少額 (別表七の二付表一「19の計) 17	
渡金 (25) + (26) + (27)	7				· 现期へ繰り放す連結ケ指令側別根屋鎖	
連結法人税個別帰属額計	8				(別表七の二行表―[20の計]+[28]) 18	
(4)+(5)+(7)					のに合連結が損全個別侵	
個 別 控 除 税 額 (30)	9				出るこ属額の当期減少額がもの	後終了連結事業年度分
差引連結所得に対する					修の届 正で出 型期へ繰り越す連結 20	
連結法人税個別帰属額(8)-(9)					申あ前 告るの 欠損金個別帰属額 20	第年
算欄連結所得金額 連屬 (別表一の二(三)[1])	21				連結所得に対する法人税額 (別表 - の二(三)[2]) 23	
選編編編編編編編編編編編編編編編編編編編編編編編編編編編編編編編編編編編編	22				算出連結法人税個別帰属額 ((22)×晉)以は(22)の19%又は16%相当額) 24	Щ.
土税 個別土地譲渡税額 地額 (別表三(二)[27]) 護内 同 上	1				土税 地額 個別土地譲渡税額 [27] [27] [27] [27] [27] [27] [27] [27]] [
渡訳 (別表三(ニの二)「28」) 個の 所得税の額の個別帰属額	26 28				渡訳	+
別 控計 外国税額の個別帰属額 (別表六の二(二)付表[14])					利余金・利益の配当 31 31 31 31 31 31 31 31 31 31 31 31 31	$\neg $
税 計	30				(剰余金の分配)の金額	-
額算 (28) + (29) 連結復興特別法人稅個別帰属額 (連結法人稅個別帰属額届出書付表[3])	_				決 算 確 定 の 日 平成 年 月 I	E I
24.04	_		<u> </u>			

士印 税 署 理 名 押

「各連結事業年度の連結法人税の個別帰属額の届出書一連結親法人が特定 の医療法人である連結法人の分 | の記載要領

この届出書は、法人税法(以下「法」といいます。)第81条の25(連結子法人の個別帰属額等の届出)の規定により、特定の医療法人である連結親法人に係る連結子法人が、各連結事業年度に係る法第81条の18第1項(連結法人税の個別帰属額の計算)の規定により計算される法人税の負担額として帰せられる金額又は法人税の減少額として帰せられる金額及び東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法(以下「復興財源確保法」といいます。)第52条第1項(連結法人の復興特別法人税の個別帰属額の計算)の規定により計算される復興特別法人税の負担額として帰せられる金額又は復興特別法人税の減少額として帰せられる金額、これらの金額の計算の基礎その他事項を記載した書類を提出する場合に使用してください。

また、この届出書は、法第81条の22第2項((連結確定申告書の添付書類))の規定により、特定の医療法人である連結親法人が、各連結事業年度の法第81条の18第1項((連結法人税の個別帰属額の計算))の規定により計算される法人税の負担額として帰せられる金額又は法人税の減少額として帰せられる金額及びこれらの金額の計算の基礎を記載した書類(個別帰属額に関する書類)を添付する場合並びに復興特別法人税に関する省令第1条第2項(復興特別法人税申告書の添付書類))の規定により、当該連結親法人が、各課税事業年度の復興財源確保法第52条第1項((連結法人の復興特別法人税の個別帰属額の計算))の規定により計算される復興特別法人税の負担額として帰せられる金額又は復興特別法人税の減少額として帰せられる金額及びこれらの金額の計算の基礎を記載した書類(連結復興特別法人税の個別帰属額に関する書類)を添付する場合にも使用してください。

なお、当該連結親法人が連結確定申告書と併せて復興特別法人税申告書を提出する場合において、連結 法人税の個別帰属額と併せて連結復興特別法人税の個別帰属額を記載した書類(この届出書の様式を使用 して作成した書類)を連結確定申告書に添付したときは、連結復興特別法人税の個別帰属額を記載した書類 を復興特別法人税申告書に添付したものとして取り扱われますので、当該書類を復興特別法人税申告書に 添付しなくても差し支えありません。

(注) 個別帰属額の計算の基礎を記載した書類の作成に当たっては、別表三(二)~別表十七(四)並びにこの 届出書の付表及び復興特別法人税申告書別表二~別表三付表を使用してください。

1 提出期限等

この届出書は、各連結事業年度の連結確定申告書の提出期限までに、連結子法人の本店又は主たる事務所の所在地の所轄税務署長に1通(当該連結子法人が調査課所管の場合には、2通)提出してください。

(注)連結確定申告書の提出期限の延長の承認を受けている場合には、当該延長された期限がこの届出書の提出期限となります。

2 各欄の記載要領

この届出書は、「別表一の二(三)各連結事業年度の連結所得に係る申告書 - 特定の医療法人の分」を参考に記載してください。

このほか、「連結事業年度分の 申告に係る届出書」の空欄には、更正・決定による異動があった 場合には、「申告」を二重線で消し、「更正」又は「決定」と記載してください。

3 添付書類

この届出書(別表三(二)~別表十七(四)並びにこの届出書の付表及び復興特別法人税申告書別表二~ 別表三付表を含みます。)の提出に当たっては、次の書類を順に添付してください。

- (1) 貸借対照表及び損益計算書
- (2) 株主(社員)資本等変動計算書又は損益金処分表
- (3) 勘定科目内訳明細書
- (4) 事業概況書
- (5) 組織再編成に係る契約書等の写し
- (6) 組織再編成に係る主要な事項の明細書